

受給者証をすでにお持ちの方

受給者証をお持ちでない方

Beすまいるにお問い合わせください。

ご相談・施設見学のご希望をお気軽にお問い合わせください。

見学・ご説明

施設見学・利用のご案内になります。

管理者・児童発達支援責任者よりご説明をいたします。

- ①相談支援事業所の決定
- ②受給者証の申請
- ③市町村から受給者証の発行

ご契約・アセスメント・個別支援計画の作成

ご見学・ご説明等でご理解を頂いた場合、ご利用開始の契約をいたします。
利用者様のアセスメント（現在の状況等）を記載いただき、利用者様および保護者様のニーズをお聞きした上で個別支援計画を作成いたします。

ご利用開始

個別支援計画に沿ってサービス提供を開始いたします。